

令和元年度 第1回笠間市国民健康保険運営協議会 会議録

1 日 時 令和元年7月26日（金）
午前9時30分から

2 場 所 笠間市役所 庁議室

3 構成員の現在数 12名

4 出席者数 10名

5 議事事項

(1) 報告事項

第1号 平成30年度 笠間市国民健康保険特別会計決算について

第2号 平成30年度 笠間市立病院事業会計決算について

第3号 笠間市国民健康保険税条例の一部改正について

第4号 平成30年度 平日夜間・日曜初期救急診療の状況について

(2) その他

平成30年度 笠間市特定健診の実施状況について（速報値）

糖尿病性腎症重症化予防事業について

6 議事の経過の概要及びその結果

(1) 国民健康保険制度都道府県化の財政運営が昨年度よりスタートしたが、市はこれまでどおり地域住民へのきめ細かい事業を行うことはもとより、今年度は生活習慣病の重症化予防に取り組み、当市の国民健康保険がより健全で、安定した制度となるよう事業を進めていくことを述べた。また、今後、庁内連携体制の構築や、医師会をはじめ関係機関との連携もさらに重要となってくるため、引き続きご理解ご協力をお願いし開会のあいさつとした。

(2) 議長に安見貴志委員、議事録署名人に川井あや子委員、菅谷るみ子委員の2名を選任し、議事に入る。

(3) 議題に基づき始める。

【議長】

報告事項に入ります。

報告事項第1号、平成30年度笠間市国民健康保険特別会計決算について、保険年金課より報告を願います。

【事務局】はい、保険年金課 鶴田です。私のほうから、報告事項第1号についてご報告させていただきます。着座にて失礼いたします。

国民健康保険制度は平成30年度に一部改正され、財政運営の責任主体が都道府県となり、大幅な予算編成がありました。

県の経理となった予算については、廃除科目となり、新設された予算については、科目設定されております。

このため今回は、単純に前年度比較をすることができませんので、あらかじめご説明させていただきました。

それでは、報告事項第1号 平成30年度国民健康保険特別会計決算状況についてご報告いたします。

資料の1ページをご覧ください。表の中ほどから、各款ごとの収入済み額についてご報告いたします。

第1款、国民健康保険税の収入済額は、一般被保険者と退職被保険者合わせて19億1,458万696円になります。

詳細につきましては、後ほど、国保税担当からご報告いたします。

第2款、使用料及び手数料140万3,900円は、税の納期限を20日過ぎた納付について、1件当たり100円の督促手数料14,039件分を収入しました。

第3款、国庫支出金 災害臨時特例補助金1,092千円は、福島第一原発事故で被災区域から、転入した被保険者に係る、税及び一部負担金の免除額の10分の6を収入しました。前年度比較で、増額となっているのは、転入世帯が増加したためです。(10分の4は特別調整交付金より収入する。)

第4款、県支出金 保険給付費等交付金 51億2,637万5,853円になります。内訳としましては、主に保険医療給付費の普通交付金として、49億4,023万3,960円と 特別交付金として、保険者努力支援分を3,074万7,000円、特別調整交付金分を4,880万1,000円 県繰入金分を8,534万1,893円 特定健診等負担金分を2,125万2,000円収入しました。(健診分=国県各10,626,000円ずつ)負担割合国県市各1/3

第5款、財産収入、財政調整基金分の利子 3,844円を収入しました。

第6款、繰入金、一般会計からの繰入金として 6億7,401万1,448円を繰入しました。内訳については、備考欄をご確認ください。

第7款、繰越金 5億6,572万4,250円は、29年度決算による繰越金です。

続きまして、2ページをお開き願います。

第8款、諸収入のうち第1項 延滞金・加算金及び過料 4,510万1,199円は、一般被保険者国保税の延滞金を収入しました。

第3項 雑入につきましては、交通事故等の第三者行為に係る損害賠償金や保険証の資格喪失後受診などによる医療費の返納金、特定健康診査の自己負担など5項目を合わせて 1,820万6,713円を収入しました。

続きまして、歳出決算額について、ご報告いたします。

各款ごとの、支出済み額について、ご報告いたします。

第1款、総務費のうち、第1項1目、一般管理費 1億2,516万1,592円は、職員16人分の人件費、レセプト点検手数料、電算委託料を支出しました。

第2目、連合会負担金 2,529,032円を支出しました。

第2項、徴税費 1,678万4,437円は、国保税の賦課徴収に係る電算委託料、電話催告に係る臨時職員賃金、その他事務費等を支出しました。

第3項、運営協議会費 198,334円は、県の国保運営協議会及び研修等の経費を支出しました。

第4項、趣旨普及費 356,400円は、国保制度のパンフレット等の印刷製本費を支出しました。

第2款、保険給付費のうち、第1項、療養諸費は、1目から5目までの合計が43億6,868万696円で、医療機関での保険診療にあたる療養給付費、柔道整復師の施術や治療用補装具等の療養費、及び審査支払手数料などを支出しました。

全体で前年度比較、約2億9,900万円の減額となっております。

第2項、高額療養諸費は、1目から3目までの合計が5億7,308万7,876円で、被保険者自己負担額のうち、限度額を超える医療費について支出しました。

全体で前年度比較、約6,113万円の減額です。

第4項、出産育児諸費 2,175万4,710円は、出産育児一時金52件分及び、事務手数料10,710円を支出しました。

第5項、葬祭諸費 660万円は、葬祭費 1件当たり5万円を132件分支出しました。

続きまして、3ページをご覧ください。

第3款、国民健康保険事業費納付金 1項から3項の合計で 25億2,798万3,971円 県が決定した額で支出しました。

第4款、共同事業拠出金、1,043円を支出しました。

退職者医療に係る年金受給者確認 1人当たり7円で149人分です。

第5款、保健事業費 第1項 特定健康診査等事業費 5,231万3,382円は、40歳から74歳までの被保険者を対象とした特定健診及び特定保健指導に係る経費を支出しました。

前年度比較で約310万円の増額となっているのは、特定健診及び保健指導の受診者数が増えたことによるものです。

第2項 保健事業費のうち、1目 保健衛生普及費として、人間ドックや脳ドックの補助及び医療費通知、保健カレンダー作成等に係る経費として1,974万1,758円支出しました。

2目 生活習慣病予防対策事業では、466,624円支出しました。

糖尿病予防教室を5回実施し、講師謝礼や材料費等を支出しました。

第6款、基金積立金は、3億1,541万4千円を財政調整基金に積立金として支出しました。

第7款、諸支出金のうち、第1項、償還金及び還付加算金につきましては、1目 一般被保険者保険税の還付金6,826,194円と、4目 一般被保険者保険税還付加算金を10万300円支出しました。

3目 償還金は、平成29年度の実績に基づき、国庫、県から収入した療養給付費等負担金等を1億3,134万498円 償還しました。

第2項、公営企業費 4,294万3千円は、特別調整交付金で算定された市立病院の直営診療施設整備補助金を国保会計に一度収入し、同額を市立病院事業会計へ支出しました。

第3項、繰出金 1億1千万円は、平成26年度、27年度に保険税負担緩和として一般会計から法定外繰入した分を一般会計へ支出しました。

続きまして、その下の表は医療費（療養費）の、前年度比較をしております。平成30年度 全体の支出済み額 49億2604万5064円は29年度と比べ6.83%の減、平均被保険者数は19,869人で29年度から1,043人の減少で4.99%の減、一人当たりの支出済み額247,926円は、29年度と比べ1.94%の減となっております。

最後に、資料1ページへお戻りください。

平成30年度の国民健康保険特別会計決算状況の総額についてご覧ください。

平成30年度歳入総額(A)は、83億4649万9903円、歳出総額(B)は、83億2228万3847円で、形式収支(A-B)では、2421万6056円のプラスとなっております。

単年度収支では 5億4150万8194円のマイナスとなっております。

私からの説明は以上です。

続きまして国保税の担当者から説明いたします。

はい、それでは続きまして国民健康保険税の収納状況について説明いたします。

1 ページ、上から二つ目の表になりますけれども、収納状況をご覧ください。

まず現年度分の調定額でございますけれども、19 億 530 万 9,700 円、収入済額 17 億 4,659 万 8,868 円、不納欠損額 1 万 500 円、未済額 1 億 5,870 万 332 円、収入率としまして 91.7%で前年度比 0.1%の減となっております。

続きまして滞納繰越分になります。

調定額としまして 7 億 4,332 万 1,811 円、収入済額 1 億 6,798 万 1,828 円、不納欠損額 9,563 万 1,573 円、未済額 4 億 7,970 万 8,410 円、収入率としまして 22.6%ありまして、前年度比 0.1%の増となっております。

合計といたしまして、調定額でございますけれども、26 億 4,863 万 1,511 円、収入済額 19 億 1,458 万 696 円、不納欠損額としまして 9,564 万 2,073 円、未済額が 6 億 3,840 万 8,742 円、収入率としまして 72.3%となりまして、前年度比 1.5%の増となっております。

私からの説明は以上となります。

【議長】 保険年金課の説明が終わりました。

ただいま報告をしていただいた事項につきまして、ご質問のある方どうぞお願いをいたします。

はい、石井委員どうぞ。

【石井委員】 説明ありがとうございました。

幾つか質問させていただきます。

ただいまご報告がありました収納状況につきまして、現年度分と滞納繰越分というのがございますけれども、滞納繰越分の不納欠損額 9,563 万 1,573 円、一定の額になっておりまして、未済額が 4 億 7,900 万余円、未済額となっておりますけれども、これはいつからいつまでの累積額なのでしょうか。

そこをお聞かせいただきたいと思います。

【事務局】 はい、滞納繰越分の 9,563 万 1,573 円については、地方税法の第 15 条の 7、4、それから、同じく 15 条の 7 の 5、それと地方税法第 18 条に基づいて、執行停止をして、執行停止から 3 年後になりますと消滅になりますので、そういった部分で 6,000 件ほどになるんですけれども、今まで執行停止をしてから 3 年経過したものですので、いつからと言いますと、平成 25 年です。平成 25 年以降の分が残っているという形になろうかと思えます。

【議長】 はい。ただ今の回答で石井委員どうでしょうか。

【石井委員】 はい。わかりました。そういうことでしたよね。

確か国保税の場合には、3 年、税の支払い義務が残っているということでしたよね。

(国保)料の場合と(国保)税の場合で、失効する期間に違いがあるという規定を見たことがあるような気がするのですが、その辺、もう一度お願いします。

【事務局】まず、国保税は、公債権というものなので、時効が来ると5年で不納欠損執行されるのですが、保険料につきましては、こちらは介護保険料や後期高齢者医療保険料になると思うのですが、こちらは2年で時効が来て、失効されます。

【石井委員】それで結構です。

次の件なのですが、平成29年度から30年度になるにあたって、国保の仕組が大きく変わりました。市が県の方に税を納入して、そして県から給付費が支給されるという仕組みになったわけですね。

確認なのですが、ここで(前年度比較で)皆減となっている国庫補助金の財政調整交付金、国民健康保険制度関係、以下皆減と書いてあって、一つは皆増というものもありますけれども、この部分が、市に来なくなってそのかわり、何が来たかということ、県負担金・補助金というのが、保険給付費等交付金として市の方に給付をされるということになったと承知しておりますけれども、この皆減の部分と、県の負担金補助金というその額は等しくはないですね。

前年度の状況と昨年度の状況が違いますので、だいたい、この皆減の部分の額とそれと、県負担金補助金というのは、県の方に国から来たお金も大分含まれて、いるわけですが、その総額との比較というのは、ここに出ている皆減と県の補助金との比較で良いんですか。

【事務局】全く同じ比較はできないのですが、今まで国庫補助金などの申請を県を通じて国に報告していたものが、今度は県が直接市町村からの報告をまとめて国に報告して、国から県に交付されたものを県内の市町村に配分する形になっているのですが、それが県負担金補助の県支出金の方です。

そこに含まれる金額がいったいどの項目がどれに当たるのかというのが、細かく中身はわかりづらいというか、今まで(支払基金とか)市町村が直接報告していたものが、そういうものが全てなくなり、それをすべて県が取りまとめているので。そこから市町村においてくるので実際の金額が幾らになるかというのは、今年度は把握してないです。

29年度に申請した金額と交付した金額との比較が30年度はいったいどれなのかというのは、比較してないので、今現在ではわかりません。

確認しようと言われると、お時間を要することになると思うのですが。

【石井委員】非常に複雑になっていますので、今、お答えを求めようと思っても無理だと思いますので、それは後ほどで結構でございます。

【事務局】単純に皆減の部分を上上げますと、50億円になりまして、県負担金・補助金は51億円ありますので、6,400万円ぐらい増えているという形になっています。単純に計算しただけでは。

【石井委員】ありがとうございました。複雑な計算なので、大変だと思います。

それともう一つ、お伺いしたいことは、2ページのところに出産育児諸費とい

うのがありまして、備考の欄に出産育児一時金、40万4,000円×6件、42万円×46件とありますが、40万4,000円と42万円の支給の差異は、どういうところにあるのかなど。

【事務局】 はい。

指定を受けている基準がありまして、出産の医療機関の指定（産科医療補償制度）をちゃんと受けてれば42万円で受けてない場合には、40万4,000円となっているということです。

ほとんどの医療機関は、指定を受けているのですが、若干、中にはそういったところもあるということです。

【石井委員】 それと、3ページをご覧いただきたいと思うのですが、6款の基金積立金、1目準備金積立金ということで、平成30年度に3億1,541万4,000円が支出済額となっております。平成31年3月31日現在で3億6,680万8,847円が笠間市国民健康保険財政調整基金として積み立てがされていると、このように記載がされております。

たしか昨年度の国保会計の黒字分は5億円余と、こういう数値になっているという報告を受けているところなのではございますけれども、その差異がここには、7款の3項繰出金、1目の一般会計繰出金に1億1,000万円、一般会計に返還したといいますが、その差ですね、5億円との差が3億1,000万と、1億1,000万で4億2,000万円という額なのですが、この差異はどのように、会計上処理されたんでしょうか。

【事務局】 はい。まずは1ページ目に、繰越金がございます。

繰越金が5億6,572万4,250円、それが繰越金としてありまして、その財源を歳出の方の3ページの基金積立金で3億1,541万4,000円、それから7款 諸支出金の中の償還金、償還金が1億3,134万498円、これは医療費の返還分でございます。

それから、一般会計の繰出金として1億1,000万。

これで5億6,000万円ということです。

【石井委員】 わかりました。

これで最後の質問になりますけれども、7款の諸支出金で3項繰出金、1目一般会計繰出金の1億1,000万円、これは保険税負担緩和分として、市の会計から国保会計に法定外繰り入れとして、繰り入れをされた額だというふうに認識しておりますけれども、これを一般会計に返還をしたと、その理由がわからないんですけれども、一般的に国保税の負担軽減のために、多くの市町村で、多くっていうか、一定の市町村で法定外繰入をしまして国保税の軽減に充てているわけですが、これはバックしたという（返還したという）話は余り聞かないんですよ。この返還された理由なのではございますけれども、お知らせいただきたいと思っております。

【事務局】 はい。

29年度の繰越金は5億円という数字が出まして、その財源を全部財政調整基金

で積立てるのではなく、やはり、今までも 2 億円以上軽減分として繰り入れたときがありまして、前回も、1 億 6,000 万ほど返しています。

25 年・26 年分を返した時がありまして、やはり足りなくなったときには、一般会計から繰り入れながら国保会計をやっていくという考え方で、余剰金が出たときは、借りた部分は返すという形で考えておりまして、前回も議会でも補正予算として承認されて返還したものです。

【石井委員】今のご説明はそれなりの説明だと思えますけれども、市民目線での意見ですと、返還しないで、国保の軽減に活用するようにするのが、国保の社会保障としての本来のあり方なのではないかなと。

私個人的に調べたところ、笠間市の国民健康保険税は県内でもかなり高い水準にありまして、300 万円の収入の比較を個人的にしたのですが、たしか、茨城県内 44 市町村の中で、8 番目くらいには高いんですね、もっと高いかもしれませんが、そういう試算をしたところでやはりそのような例をよく参考にされてかなり高い国保税の軽減を市だけでは無理だと思うのですが、市としても、やれることはあると思いますので、今後に生かしていただければと意見も添えて、そういう話でした。

以上です。

【議長】はい。

ただ今のは、ご意見・要望の範疇でよろしいでしょうか。

【石井委員】はい。

【議長】ではほかに質問のある方いらっしゃればどうぞお願いをいたします。

《「なし」と呼ぶものあり》

ございませんでしょうか。

なければ、報告事項第 1 号につきましての質疑を終了いたします。

では、お諮りをいたします。

本件第 1 号の報告事案につきましてですね、原案のとおり承認をすることにご異議ございませんでしょうか。

《異議ありの声》

異議ありの声が出ました。

採決をしたいと思います。

第 1 号の報告事項につきまして採決をいたします。

原案のとおり、賛成される方の挙手を求めます。

《挙手をする者多数あり》

賛成多数と認めます。

よって、報告第 1 号につきましては賛成多数により原案のとおり承認することに決定をいたしました。

続きまして、報告事項第 2 号に入ります。

平成 30 年度、笠間市立病院事業会計決算について、市立病院事務局より報告を

願います。

【事務局】市立病院経営管理課の田村と申しますよろしくお願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

報告事項第2号、平成30年度笠間市立病院事業会計決算報告についてご説明いたします。

最初に、収益的収入及び支出からご説明いたします。

1款病院事業収益、1項医業収益、1目入院収益につきましては決算額2億1,742万8,000円で、昨年度より2,721万7,000円の増となっております。

入院患者数につきましては、年間延べ8,708人で昨年度より1,214人の増。

1日に平均では23.9人となりまして3.4人の増となっております。

増額の要因としましては入院患者の増によるもの、また、平成31年1月より急性期病床30床のうち18床につきまして、在宅復帰を目指すための地域包括ケア病床に転換いたしました。そうした中で、入院単価が上がったことによるものも一つの要因でございます。

1日、1人当たりの入院収益が平均2万5,000円ぐらいだったものが約2万9,000円程度と1人平均4,000円程度増収になったということでございます。

2目、外来収益は決算額3億1,927万1,000円で、昨年度より1,712万8,000円の増となっております。外来患者数につきましては、年間延べ2万4,793人で、昨年度より2,136人の増、1日平均では101.6人となりまして8人の増となっております。

3目、その他の医業収益は決算額1億5,028万2,000円で、昨年度より1,473万6,000円の増となっております。

収益の内訳は室料差額収益が522万6,000円、公衆衛生活動収益が5,134万1,000円、その他の医業収益が9,371万5,000円となっております。

増収となった主な要因でございますが、病床利用率が上がったことによる室料差額収益の増、それから、人間ドック、健康診断等公衆衛生活動収益の増によるものでございます。

2項、医業外収益、3目、他会計負担金は、決算額2,310万1,000円で昨年度より1,472万円の増となっております。

主な要因は、病児保育運営及び地域医療センター行政棟分の管理費が新規に加わったことによるものでございます。

4目、他会計補助金は、一般会計からの補助金で、決算額3,289万円で、昨年度より775万9,000円の減となっております。

まず、増減がありますので、増の要因としましては、旧病院解体設計分248万4,000円、減収分としましては、第3次改革プランに基づきまして、病院運営費分を2,000万円から1,000万円に減額したこと。増減あわせまして減となっております。

5目、患者外給食数収益は決算額122万1,000円で昨年度より18万4,000円の

増となってございます。

6目、その他の医業外収益は決算額1,618万8,000円で993万4,000円の増となっています。

長期前受金戻入の増によるものでございます。

3項、特別利益、2目、過年度損益修正益は、決算額74万5,000円で補助金として受け入れたものが実際には出資金に該当するというので、そういった部分を修正したことによるものでございます。

続きまして支出の説明となります。

1款、病院事業費用、1項、医業費用、1目、給与費は4億981万7,000円で、昨年度より1,864万5,000円の増となっております。

給与費、手当、賃金、法定福利費の増によるものでございます。

内容としましては、理学療法士を1名増員、その他、臨時看護師を2名増員したということが主な要因となっております。

2目、材料費につきましては1億2,037万円で昨年度より396万5,000円の増となっております。要因は入院外来患者数の増によるものでございます。

3目、経費につきましては1億4,700万8,000円で、昨年度より1,384万7,000円の増となっております。

主な要因は、光熱水費が1,579万円、前年比796万9,000円の増。新病院なりまして、行政棟分も含めて、あわせて支払っていることによるものでございます。

委託料は6,858万9,000円で前年比4,493万円の減となっております。

減の要因としましては、筑波大学の地域医療研修推進事業分が今年度は寄附講座となり、負担金での支出となったことによるものです。

また、病院移転に伴う引越費用がなくなったことによるものも一因となっております。

増の要因としましては、地域医療センター総合管理委託によるものでございます。

別に負担金等が4,537万2,000円で昨年度より1,402万8,000円の増となっています。要因としましては先ほどの委託料から負担金に変更になったことによるものでございます。

4目、減価償却費は9,599万8,000円で、昨年度より7,928万9,000円の増となっております。要因は新病院になったことによるものでございます。

5目の資産減耗費は1,420万5,000円皆減となっております。

昨年度は病院移転に伴い使用しなくなったものを除却しましたが、平成30年度ございませんでした。

6目、研究研修費は、182万6,000円で昨年度より98万3,000円の増となっております。

2項、1目、支払利息は255万2,000円で昨年度より1万4,000円の増となっております。

2目、患者外給食材料費は118万1,000円で昨年度より20万1,000円の増となっております。

3目、病児保育運営費は1,014万2,000円で、平成30年度からの新規事業となっております。

登録者数は136名で利用者数は139名でございました。

4目、雑支出につきましては1,693万9,000円で、昨年度より、1億1,384万2,000円の減となっております。

こちらは地域医療センター建設にかかる控除対象外消費税がなくなったことによるものでございます。

5目、委託料につきましては452万4,000円で、旧病院解体設計分及び旧病院什器家具廃棄委託分でございます。

収益的収入及び支出につきましては、総収益7億6,112万8,000円、に対しまして、総費用は8億1,035万7,000円となり、4,922万9,000円の純損失となっております。

5ページに移ります。

続きまして、資本的収入及び支出についてご説明いたします。

1款、資本的収入、1項、出資金、1目、出資金は決算額958万5,000円で、昨年度より2億92万7,000円の減となっております。

企業債元金分及び公用車購入分を収入いたしております。

2項、補助金、1目、事業勘定補助金は4,000万円で前年度に整備しました電子カルテ分を収入いたしました。

1目、出資金から廃目となった項目については、地域医療センターかさま建設が完了したことにより、減となったものでございます。

次に支出でございます。

1款、資本的支出、1項、建設改良費、1目、資産購入費は、決算額、131万7,000円で訪問看護用の公用車及び電子カルテ端末増設によるものでございます。

2項、1目、企業債償還金につきましては、企業債元金の償還で決算額は1,735万5,000円となっております。前年度より1,073万円の増となっております。

資本的収入及び支出においては収入合計4,958万5,000円に対しまして、支出合計は1,867万2,000円となっております。

収入額のうち、前年度措置した国民健康保険調整交付金直営診療施設整備分4,000万円を本年度の収入より除くことから、本年度の資本的収入額が資本的支出額に不足する額は908万7,136円であり、これを過年度損益勘定留保資金にて補てんいたしました。

また、財務会計システム456万2,500円を平成31年度に繰り越しいたしました。

以上で説明を終わりますよろしくお願ひいたします。

【議長】 質問はございませんか。

石井委員どうぞ。

【石井委員】 4 ページのところ、病院事業費用、2 項の医業外費用の3 目病児保育運営費で 1,014 万 2,000 円支出されていますけれども、登録者が 136 名で 139 名が利用されたというようなお話がありました。

この事業は、聞いてみますと大変評判が良くて、みんなこの事業ができるのを待っていた人もかなりいたと聞いております。

登録者よりも増えたということは、必要によって、登録されていない方が利用されたということで、それを受け入れたということですよ。

【事務局】 登録者数と利用者数で利用者数の方が多いというのは、登録者が 1 回ではなくて何回も利用している方がいらっしゃると思いますので、このようになっています。今年度はさらに増えております。

今年 4 月 5 月 6 月で 32 名登録しまして、利用者数については 54 名。一回登録していただいて、その方に何回も利用していただくという形になります。

以上です。

【議長】 ほかに質疑等ございませんでしょうか。

《「なし」と呼ぶものあり》

なければ質疑を終了いたします。

お諮りをいたします。

報告事項第 2 号につきまして、原案のとおり、承認することにご異議はございませんでしょうか。

《異議なしの声》

【議長】 はい、異議なしと認めます。

報告第 2 号につきまして原案通り承認することに決定をいたしました。

続きまして報告事項第 3 号笠間市国民健康保険税条例の一部改正について、これを保険年金課より報告願います。

【事務局】 はい。

それでは、報告事項第 3 号笠間市国民健康保険税条例の一部改正についてご説明いたします。座って失礼いたします。

6 ページの方をお開きください。

改正の概要につきましては、地方税法施行令等の改正に伴う条例改正で、

- (1) 国民健康保険税の課税限度額の引上げ
- (2) 低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得について見直し になります。

詳細につきましては、2. 改正の内容によりご説明申し上げます。

- (1) 課税限度額につきましては、基礎課税額 改正前 58 万円を 61 万円に改めるものです。

なお、後期高齢者支援金分 及び 介護納付金分の課税限度額の改正はございません。

次に (2) 軽減判定所得につきましては、世帯主及び国保加入者の前年の所

得が、一定基準以下の世帯については、算出税額から均等割額と平等割額を減額して、国保税の軽減を図るものになります。

7割軽減基準額については、改正はございません。5割軽減基準額については、被保険者数に乗ずる額を27万5千円から28万円に、2割軽減基準額については、被保険者数に乗ずる額を50万円から51万円に改めるものです。

また、附則としまして、この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用するものであります。

なお、この条例改正につきましては、令和元年6月議会に上程し、議決されたことを、ご報告いたします。

私からの説明は、以上になります。

【議長】 はい、ありがとうございました。

保険年金課の説明が終わりました。

この条例の一部改正につきまして質問のある方がいらっしゃいましたらどうぞお願いをいたします。

特に質問はございませんでしょうか。

《「なし」と呼ぶものあり》

なければ質疑を終了いたします。

ただいまの報告の説明にもありましたとおり、この3号の報告につきましては、先の定例会におきまして可決をされておりますので、原案通り協議会として了解をいただきますようよろしくお願いいたします。

続きまして報告事項第4号に入ります。

平成30年度、平日夜間・日曜初期救急診療の状況についてということで、市立病院事務局より報告を願います。

【事務局】 着座にて説明させていただきます。

報告事項第4号平日夜間・日曜初期救急診療の状況についてご説明いたします。

8ページをご覧くださいと思います。

最初に、平日夜間診療でございますが、合計を報告いたしますので各表の1番下の計をご覧くださいと思います。

診療日数が昨年より2日増で年間244日間の診療を実施いたしました。

患者数は大人が434人、子どもが204人で合計638人となり、昨年に比べまして、大人が21人の増、子供が7人の減、合計で14人の増加となっております。

1日当りの人数は2.6人で昨年度と同様となっております。

収支につきましては、1,355万5,000円の赤字となりまして昨年より19万4,000円の収支が悪化しております。

続きまして日曜診療についてご説明いたします。

診療日数は昨年度と同じで年間50日間。患者数は、大人が934人、子どもが471人、合計で1,405人となっております。

昨年に比べまして大人は10人の減、子どもは118人の減、合計で128人の減と

なっております。

1日当たりの人数は28.1人で昨年度より2.6人の減となっております。

収支につきましては129万4,000円の赤字で、昨年度より22万9,000円の収支が悪化しております。

平日夜間診療及び日曜診療の合計では大人は1,368人で11人の増、子どもは675人で125人の減、合計では2,043人で昨年に比べて114人の減となっております。

また、1日あたりは6.9人となりまして昨年度より0.5人の減となっております。

収支につきましては1,484万9,000円の赤字となっております昨年度に比べ42万3,000円悪化しております。

なお、平成30年度は、国保会計の決算報告でもございました国民健康保険調整交付金、294万3,000円の収入があったことから、実質1,190万6,000円の赤字となりまして、昨年に比べて50万2,000円収支が悪化したという結果となっております。

以上で説明終わります。よろしくお願いいたします。

【議長】 はい。今、事務局の方からの説明が終わりました。

この件につきまして質問のある方どうぞよろしくお願いいたします。

ご質問等ございませんでしょうか。

入江委員どうぞ。

【入江委員】 はい。平日夜間・日曜診療の5月7月8月そして1月、日曜診療は8月9月1月ということで、前年より人数がかなり増えているような感じがします。憶測できますけれども、本当に増加した主たる要因は何なのかということと、これから夏本番ですので、予防対策とか、そういったものを考えておきたいと思っておりますので、お聞きしたいと思っております。

【事務局】 まず、5月7月8月が増えているというところについては、熱中症だったり発熱の関係が多いということ、それから1月につきましては、平成30年度はちょうど1月にインフルエンザの方がかなり流行りまして、そういったインフルエンザの時期が（年度によってずれはありますけれども、）昨年度は1月が多かったということでございます。

【議長】 はい、ただいまの事務局の説明で大丈夫でしょうか。

【入江委員】 はい、ありがとうございます。だいたいそうだろうなと考えてはいたのですが。これからまた、ますます増えると思うので、これからの注意喚起、それから予防対策に力を入れていかなければならないかなと感じましたので、よろしくお願いいたします。

【議長】 はい、ほかに質問等ございませんでしょうか。

《「なし」と呼ぶものあり》

4号につきましては状況の報告でございますので、報告のとおり了解をいただ

きたいと思えます。

以上で本日予定の報告事項の協議はすべて終了いたしました。

皆様には、円滑な進行にご協力いただきまして感謝を申し上げます。

これをもちまして議長の職を解かせていただきます。

(4) 議長は、議事が全て終了したので、議長を解任された。

(5) 「その他」について報告する。

【司会】

続きまして、その他に入りたいと思えます。

1つ目の平成30年度笠間市特定健診の実施状況の速報値の報告になります。

保険年金課より報告をお願いいたします。

【事務局】 はい。私の方から、平成30年度の特定健診実施状況について、ご報告させていただきます。資料は、その他(1)をご覧ください。こちらの資料は、国保連合会から提供される速報値になります。確定値については、毎年10～11月になりますので、確定値が確認できましたら、今後の運営協議会にて報告させていただきます。と思えます。

さて特定健康診査につきましては、国民健康保険に加入している40歳から74歳までの方を対象に実施しております。

平成30年度特定健康診査の実施状況です。目標受診率の50%は、平成29年度に策定した笠間市保健事業総合計画に基づき、記載しています。

目標に対しまして、実施率については、41.9%となります。

参考に1番下の表で平成29年度の実施状況から見ますと、特定健康診査平成29年度の実施率は39.2%で、2.7%の増加となっています。

平成30年度は、特定健診未受診者に対する受診勧奨方法を工夫し、各地区ごとに、こまめに受診日のお知らせを年5回、12,549通、発送しました。

その他、市内の中学校、生徒約2000人に、健診の受診について、子供たちから保護者や祖父母に対して、健康でいてほしいなど、メッセージを書いてもらい、受診勧奨を行いました。こちらの方については、ものすごく効果があったかどうかについては測定が不可能でして、今年度は、そのメッセージカードは実施する予定はないのですが、また改めて違う受診勧奨方法を工夫して実施していく予定です。

そのほか人間ドック・脳ドックの補助や医療機関健診、かかりつけ医からの情報提供などの、取り組みを行っております。なぜ健康診査が大切なのか、無関心層に対しては、工夫した受診啓発を実施していくことが必要だと考えております。

特定健診実施状況については、以上です。

【司会】ただいまの報告に関しまして、ご質問のある方いらっしゃいますでしょうか。

【安見委員】はい。速報値なので、大体の目安ということで受けとめました。

特定健康診査ということで、よくテレビで目にします、例えば、要精密検査・再検査の方が、スルーをされてしまったということで問題になったりという例が報道されていますが、そういったことが影響して、例えば自治体で行っている健康診査そのものに信用が薄れているとか、そういったことが影響しているようなことはございますか、ちょっと参考までに。

【事務局】ただいまのご質問ですけれども、精密検査のスルーというのはきっと岐阜市であったことかと思うのですが、あちらに関しましては、ガン検診のことだったと思います。

今回は特定健診ということなので、確かに、要精密の値が出る方いらっしゃいますけれども、そちらの方は、保健センターの方では、また別の事業を立ち上げておりまして、そちらの方で重症化予防対策といたしまして、各学会の基準値を設けまして、家庭訪問等を繰り広げております。

ですので、そちらの方が受診率に対して影響があるかとなりますと、はっきりはいたしませんけれども、我々といたしましては、なるべくそのようなことがないように対策を行っているところでございます。

【安見委員】ありがとうございました。

実施率の向上という点だけを掲げていくのであれば、特定健康診査そのものが信頼されるようなところがないと、どうせやってもみたいな考えでありますと、せっかく行政の方が頑張っても受ける側がその気にならないということございますので、直接関連ではないと思いますが、そういったところも気をつけていただければいいのかなと思います。

自分で受ける方、自分で、こういったところに頼らずに、個別に人間ドックなり受診されているというような傾向が（自分自身の経験上）感じられますので、そこら辺が行政の方でやってく難しさだと思いますので、一つの市民としての参考意見でございます。

【司会】ほかに質問はありますか。

《「なし」と呼ぶものあり》

それでは2つ目の方に移ります。

(2) 糖尿病性腎症重症化予防事業につきまして保険年金課より、説明をお願いいたします。

【事務局】はい、続いて、私の方から糖尿病性腎症重症化予防事業についてご説明させていただきます。

資料はその他(2)をご覧ください。

こちらは笠間市が実施する保健事業の実施計画になります。毎年実施しております特定健診や人間ドックの助成について記載をしておりますが、今日は資料4ページをお開き願います。

糖尿病性腎症重症化予防事業の目的としましては、糖尿病が重症化するリスクの高い被保険者に対しまして保健指導を行いまして、人工透析への移行を遅延防止し、医療費の適正化を図ることを目的としています。

こちらの事業は、今年度から委託事業として実施いたします。

対象者については、レセプトのデータの分析により抽出するのですが、ちょうど今週本水曜日にデータが抽出されまして、笠間市国保で約 452 名が対象とあがってきました。

抽出された中で、生活習慣の改善や腎機能の改善、維持が見込まれる方を絞り込みまして、(定員 10 名に絞りまして、) 新規で透析導入にならないように、事業に参加する方には糖尿病予防の必要性を本人が理解した上で、参加していただきまして、かかりつけ医療機関の定期的な受診の継続と生活習慣の改善を行っていきます。

まずこちらは参加同意を得るのですが、参加者に対しましては1人に対して、栄養士や保健師などの専門職による関わり、約6カ月間のスケジュールで運動療法や食事のコントロールなど具体的なアドバイスなど、支援していきます。

食事制限や運動はやらなくちゃいけないというのがわかっているけど、一人ではどうしても難しいものだと思いますので、この事業で保健師や看護師、管理栄養士などのサポートをきっかけに生活習慣の見直しを行って、腎機能や生活機能の低下を防止してほしいと考えております。

こちらの事業費は約 650 万円程度かかるのですが、こちらは国の特別調整交付金の方から10分の10の交付を予定しております。

また、人工透析治療が始まってしまいますと、1年間に1人当たりかかる透析の治療費は約500万円から600万円程度と言われております。

こちらの事業を推進して今後の笠間市の医療費の適正化をいたしたいと考えています。

糖尿病性腎症重症化予防事業について、私の方からは以上になります。

【司会】 ただいまの報告につきまして、ご質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。

【安見委員】 定員10名ということでの事業の予定でございますが、見込み、感触としまして10名を下回るのか10名をはるかに上回るか、その辺を教えてくださいなと思います。

【事務局】 実は、まだ抽出された段階で、今後絞り込んで、市内の医療機関にかかる患者さんを対象に通知をする予定なのですが、他市町村の感触から言いますと、10名程度でも10名未満ぐらいしかならないという状況にあるので、なるべく多くの方に参加していただいて、生活習慣を見直して、なるべく重症化ならないよう

にするための趣旨をご案内して、かかりつけ医の先生などとも連携しまして、ご理解いただいで参加していただきたいと考えています。

【安見委員】 10名なので、当然下回るにこしたことはないんだと思います。

その病気になるかならないかでいえば、10名をはるかに上回る候補者がいて、10人までですよという場合に、10番目の方と11番目の方の差が本当にどっちつかずだった場合には、11番目だった方については、例えば、翌年度の事業対象の優先順位が上がってくるとか、そういう考えでよろしいのでしょうか。

【事務局】 そうですね。そのようにしたいです。

【安見委員】 それともう一つなのですけれど、逆に10名未満の状況が続いていった場合には、定員を絞られてしまうような考え方も起きてくるのでしょうか。

【事務局】 あくまでも、予算計上するために10名と見込んでいるので、10名未満が続いてもおよそ10名程度は毎年やっていきたいと考えています。

健診の結果の数値によって、病状期がこの事業に対して行った方が良い方と、もうちょっと中度・軽度ぐらいの軽い方は、保健センターの方でもこれと似たような形でサポートしている事業がありますので、そちらにも参加していただきたいと思っております。

糖尿病性腎症重症化予防は国でも、医療費がかさむというところで重点的に進めておりますので、我々もPRしながら、やはりこれは進めていきたいなどは思っております。

【安見委員】 はい、ありがとうございます。

せっかくやりますので、制度を生かしていただければと思います。

よろしく願いいたします。

【司会】 ほかにご質問のある方いらっしゃいますでしょうか。

【菅谷委員】 お伺いしたいのですが、このレセプトデータの分析したときの対象の年齢は何歳ぐらいから何歳ぐらいまでの方かわかりますか。

【事務局】 はい、40歳から74歳を対象にしております。

【司会】 ほかに質問ありますでしょうか。

《「なし」と呼ぶものあり》

以上をもちまして、令和元年度第1回笠間市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。

長時間にわたりまして、ありがとうございました。

(6) 本日の議題の報告は全て終了した。